

犯罪のない安全・安心まちづくり情報誌

Vol.

7

平成18年5月発行

くらし安全通信

神奈川県 安全防災局
安全・安心まちづくり推進課

電話 045(210)1111
(内線3507・3515)

FAX 045(210)8953

E-mail: anzenansin@pref.kanagawa.jp

ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/anzenindex.htm>



安全・安心まちづくり
シンボルマーク

「無関心、それは犯罪者へのプレゼント！」

平成17年度安全・安心まちづくり「標語」コンクール優秀賞作品(中学生部門)

ご存じですか！
くらし安全指導員
(防犯・少年非行防止担当)



防犯キャンペーンを行うくらし安全指導員



誘拐防止教室を行うくらし安全指導員

くらし安全指導員は、防犯教室、非行防止教室、誘拐防止教室、防犯パトロール、防犯キャンペーン等の活動を行っています。皆様のご要望に応じて県内でしたら、いつでもどこでもお伺いします。もちろん費用はかかりません。

くらし安全指導員(防犯・少年非行防止担当)活動拠点

県 庁	川崎分室	各地域県政総合センター 安全防災課					
		横須賀三浦	県 央	湘 南	足 柄 上	西 湘	県 北
活動地域 横浜市	活動地域 川崎市	活動地域 横須賀市 鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	活動地域 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村	活動地域 平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 秦野市 伊勢原市 寒川町 大磯町 二宮町	活動地域 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町	活動地域 小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町	活動地域 相模原市 城山町 藤野町

【申し込みとお問い合わせ先】

- ・ 県 庁 045-210-3520 (直通) ・ 川崎分室 044-822-5744 (直通) ・ 横須賀三浦 046-823-0210 (代表)
- ・ 県 央 046-224-1111 (代表) ・ 湘 南 0463-22-2711 (代表) ・ 足 柄 上 0465-83-5111 (代表)
- ・ 西 湘 0465-32-8000 (代表)
- ・ 県 北 042-755-1121 (代表：相模原合同庁舎内) 042-784-1111 (代表：津久井合同庁舎内)

このまち だいすき みんながあいさつできるから ～ちいさなあいさつの「輪」が おおきなまちの「和」をつくれます～

犯罪のない安全で安心な社会は、県民共通の願いです。犯罪に強いまちをつくっていくには、地域の中でお互いの信頼関係をつくっていくことが大切です。そのためにはまず、住民同士、気軽にあいさつを交わすことから始めましょう。知らない人同士でもあいさつを交わせば心と心がつながり、地域の輪が広がります。

県では、地域ぐるみで取り組める防犯対策の一つとして進めてきた「声かけ運動」を、県民総ぐるみの「神奈川あいさつ一新運動」として、より一層推進してまいります。

県民の
皆様へ

神奈川
あいさつ
いっしん
一新運動

元気なあいさつで明るい地域社会をつくる

あいさつ一新運動
あいさつの実践をとおして、より明るい地域社会に変えていこう、そして、新しい地域社会をつくっていこうという気持ちを込めて「一新」と表現しました。

子どもの教育はあいさつから 地域の安全・安心もあいさつから コミュニケーションもあいさつから

「おはよう。こんにちは。さようなら。お元気ですか。お疲れさま。ありがとう。失礼します……」

あいさつは人間社会のコミュニケーションの基本です。家庭で、学校で、職場で、地域社会で、人に会ったら、人と接したら、必ずあいさつをしましょう。あいさつをされたら、必ず応えましょう。そして、子どもたちの元気なあいさつをほめてあげましょう。あいさつは、明るく安心な地域社会をつくれます。社会の変革は、一人ひとりの小さな実践から始まります。

あいさつからはじめましょう！
神奈川県・神奈川県教育委員会

事故給付金・補助制度

自主防犯活動中の事故給付金制度

防犯活動に取り組むボランティアの方々が、安心して活動を行えるよう、その活動中に事故により負傷した場合などに給付金を支給します。（事前に団体登録をする必要があります。）

区 分	金 額	
事故により死亡した場合	50万円	
事故により負傷した場合	全治1ヶ月以上の負傷	10万円
	全治2週間以上の負傷	1万5千円

予めの登録をお願いします。
なお、登録いただいた団体には、
防犯情報やイベント情報を提供します。

【詳しくは、安全・安心まちづくり推進課 調整班 045-210-3507まで】

自主防犯活動への補助制度

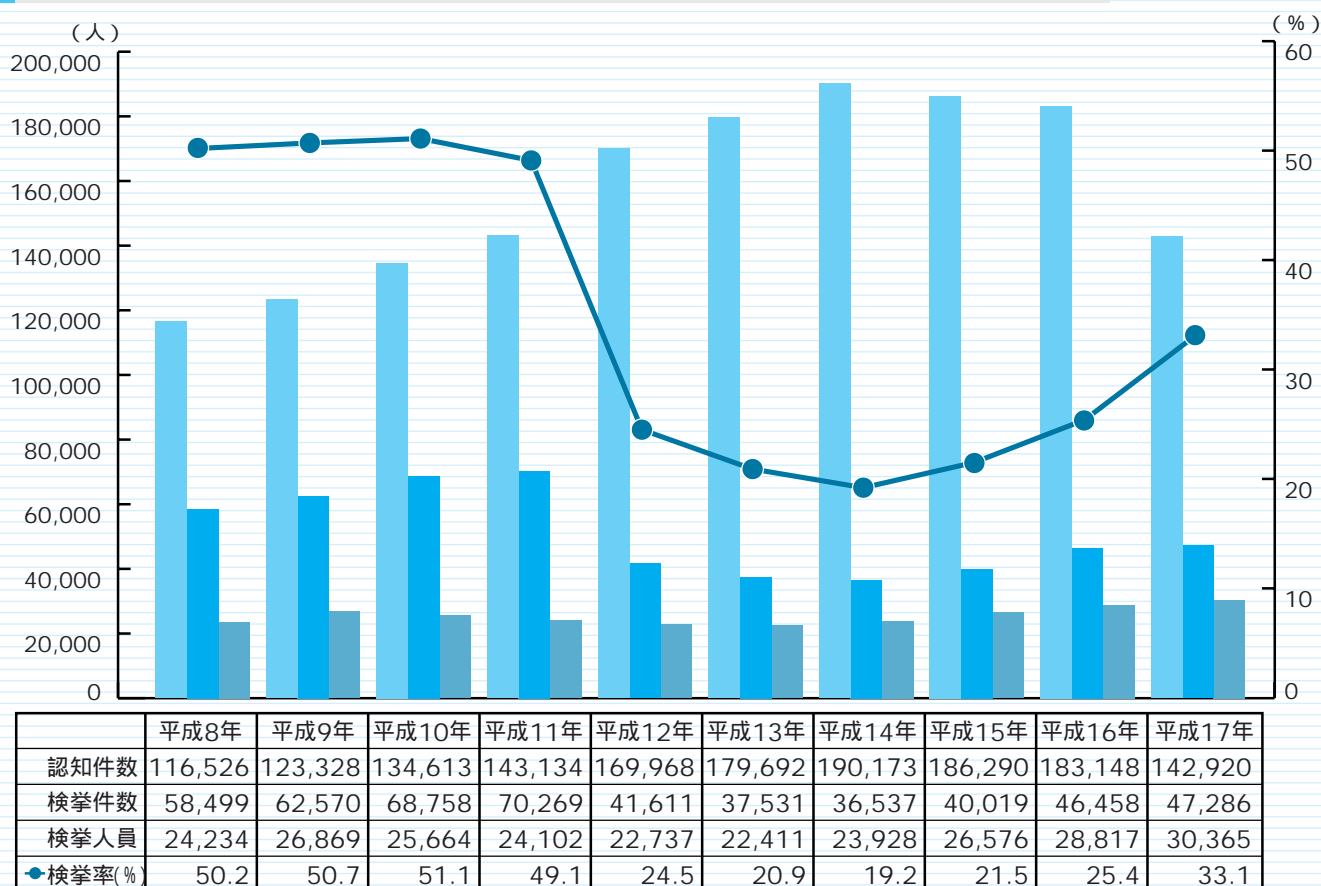
県民または事業者で自主的に組織する団体が、継続的かつ計画的に、地域の防犯性向上のための活動を開始しようとする際に、その立ち上げに必要な物品購入費を、8万円を限度に補助する制度です。

区分	申請期限	対象団体
第1回	5月31日	事業の開始時期が平成17年12月1日以降である団体（ ）
第2回	7月31日	事業の開始時期が平成18年6月1日以降である団体
第3回	9月29日	事業の開始時期が平成18年8月1日以降である団体
第4回	11月30日	事業の開始時期が平成18年9月30日以降である団体

（ ）「学校及び通学路安全確保事業」に対する本年度第1回の補助申請は、左記にかかわらず、事業の開始時期が平成18年2月1日以降である団体となります。

【詳しくは、安全・安心まちづくり推進課 防犯対策推進班 045-210-3515まで】

神奈川県内における刑法犯認知件数等の推移



県内の刑法犯認知件数（届出等により警察が認知した件数）は、平成7年（11万4,081件）から8年連続して増加し、平成14年には戦後最悪の19万173件を記録しました。

検挙率（検挙件数÷認知件数）についても、平成11年までは50%前後を維持していましたが、平成12年には24.5%と半減し、平成14年には20%を割る状況にありました。（全国的にも同様の傾向です。）

このような状況の中、県警察では平成15年から総力をあげて「街頭犯罪等抑止総合対策」に取り組んでいます。その結果、平成15年の県内の刑法犯認知件数は18万6,290件と9年ぶりに減少し、検挙率は21.5%となりました。

平成16年も同様の傾向となり、さらに平成17年の刑法犯認知件数は約14万3千件と前年と比べて4万件以上も減少し、検挙率についても前年比で7.7ポイント改善し33.1%になりました。

県では、こうした傾向を維持していくとともに、体感治安の向上を図るため、県警察と連携して、県民の皆さんによる積極的な自主防犯活動がさらに地域に広がるよう安全・安心まちづくりの取組みを推進してまいります。「犯罪のない安全・安心なまち神奈川」の実現に県民総ぐるみで取り組みましょう。

安全・安心まちづくりパイロット事業への補助制度

県民または事業者で自主的に組織する団体が行う県内の安全・安心まちづくりを推進するための事業のうち、先駆的で全県的な広がりが期待できるような非営利事業（「パイロット事業」）に対して、その必要経費を補助する制度です。

申請期限	補助限度額
6月30日	100万円

【詳しくは、安全・安心まちづくり推進課 防犯対策推進班
045-210-3515まで】

大和

親しみやすくをモットーに、息の長い活動を！



「Qちゃん」デザインの保ワン官

防犯活動というとなんか堅苦しさを感じませんか？大変な作業だと思いませんか？防犯活動のそんなイメージを払拭すべく、親しみやすさを前面に出し、誰でも参加できる息の長い活動につなげていこうとしているのが、大和市南林間自治会連合会の取り組みです。



鈴木久次郎会長

その仕掛人が「Qちゃん」の愛称で親しまれている鈴木久次郎会長。トレードマークの「保ワン官」を始め、「子供1分間プレゼント作戦」や「南林間レディーエンジェルス」の結成など、お金をかけずに親しみを込めたアイデア勝負で多くの人が活動に参加しています。『防犯活動は最初の一步が肝心であるとともに終着駅はない！』と言い切り、今日も更なる活動の充実を図るため、真心の伝わる方法を探し続けています。

スローガン『戸締り用心 身の用心 併せて一緒に火の用心』



南林間レディーエンジェルス

街頭犯罪の約6割は少年による犯罪。母親の愛情を持って少年達に接し反省を促しています。

女性らしいキャップとユニフォームを身にまとい、今日も明るく元気に活動します！

子供1分間プレゼント作戦

地域の人が自分の時間を子供達にプレゼント！道路の掃除や庭の水撒き、犬の散歩、井戸端会議などを小学生の登下校時に合わせて行うことによる子供達の見守り活動を行っています。

コンビニスタイルの防犯パトロール

複数であるなら気の合った仲間といつでもどこでもパトロールに行っちゃおう。もちろん年中無休。



地域活動情報

防犯カメラの設置・管理に関するガイドラインを定めました

防犯カメラは、犯罪防止や犯人検挙に役立つことから、商店街や銀行などで設置が進んでいます。しかし、一方では防犯カメラの設置にプライバシーの問題から不安を感じる人もいます。

そこで県では、防犯カメラの設置について配慮すべき事項をまとめた「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」を策定しました。

対象となる防犯カメラ

民間事業者が設置・管理するものを含め、～ の条件をすべて満たすものが対象です。
主として犯罪の防止を目的に設置していること
道路、店舗等で不特定多数の人を撮影していること
録画装置があること

設置者等に求めること

- ▷ 防犯カメラの設置を表示する
- ▷ 防犯カメラの管理責任者を指定する
- ▷ 画像により知り得た情報や画像の漏えい防止など適切な管理を行う
- ▷ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合等を除き、目的外での利用、他者への提供をしない
- ▷ 利用目的、利用形態に合わせた管理運用基準を策定する など

